

毎週火・金曜日発行（当日が休日に当たるときは、休日の翌日）

福 島 県 報

目 次

- 公印を改刻しその使用を開始する件 三三
- 民生委員が民生委員協議会を組織する区域を定める件の一部を改正する件 三三
- 大規模小売店舗立地法による新設の届出があった件 三三
- 農地中間管理事業の推進に関する法律第十八条第一項の規定により認可の申請があった件 三三
- 道路の区域を変更する件三件 三六
- 道路の供用を開始する件三件 三六
- 特定非営利活動法人の設立の認証の申請があった件 三九


告 示

福島県告示第七百二十六号

公印を次のように改刻し、平成二十八年十二月二日その使用を開始する。
平成二十八年十一月二十九日

福島県知事 内 堀 雅 雄

職印

20	番号	福 島 県 南 建 設 事 務 所 長 印	公印の名称
	印影	福 島 県 南 建 設 事 務 所 長	公印管理者

(文書法務課)

福島県告示第七百二十七号

民生委員が民生委員協議会を組織する区域を定めた件（昭和四十一年福島県告示第五百七十号）の一部を次のように改正し、平成二十八年十二月一日から施行する。
平成二十八年十一月二十九日

福島県知事 内 堀 雅 雄

表須賀川市の部第一方部民生委員協議会の区域の項を次のように改める。

第一方部民生委員協議会の区域
六軒、四丁目、三丁目、大町、本町、八幡町、馬町、古屋敷、旭町、上町、南上町、東町、中町、加治町、天良町、池上町、宮先町、諏訪町、弘法坦、上北町、北町、新栄町、中宿第一、中宿川東、翠ヶ丘、守谷館、昭和町、緑町、和田池、自由ヶ丘、愛宕町、松が丘、芦田塚及び丸田町

表須賀川市の部第四方部民生委員協議会の区域の項から同部第六方部民生委員協議会の区域の項までを次のように改める。

第四方部民生委員協議会の区域
西川、袋田、森宿、越久、大桑原及び吉美根

第五方部民生委員協議会の区域
塩田、小倉、堤、江持及びあおば町

第六方部民生委員協議会の区域
仁井田、館ヶ岡、滑川、向陽町、季の郷及び宮の杜

表会津若松市の部第五方部民生委員協議会の区域の項を次のように改める。

第五方部民生委員協議会の区域
大町一丁目のうち一番五号から三十二号まで、七日町（第四方部民生委員協議会に所属する区域を除く。）、西七日町のうち一番から十番まで、十一番一号から二十四号まで、十四番及び二十番から二十二番まで、八日町、五月町、中町のうち二番二十号から六十九号まで及び三番五号から四十六号まで、日新町（第三方部民生委員協議会に所属する区域を除く。）、本町（第三方部民生委員協議会に所属する区域を除く。）、緑町、神指町のうち黒川字湯川東百六十二番地から二百十六番地まで、町北

町のうち藤室字藤室七百二十七番地から七百三十七番地まで

表会津若松市の部第六方部民生委員協議会の区域の項中「柳原町四丁目」の下に、「対馬館町」を加え、「二十七番地の二及び三、二十七番地の六、二十九番地から三十四番地まで及び」を削り、「徳久字竹之元八百五十二番地の十二」の下に、「飯寺北二丁目のうち一番三十六号、一番三十八号、一番五十六号、一番五十七号、一番六十三号、一番六十四号、一番六十六号、暮内南町のうち一番、二番、三番二十号、七番五号、七番七号、八番二十四号、八番二十五号及び九番から十五番まで」を加え、「神指町のうち」の下に「南四合字」を加え、「南四合字幕内南八番地から二十一番地まで、五十八番地から六十九番地まで、八十六番地の三十三から八十六まで、百二十七番地、百三十六番地から百五十三番地まで、百五十五番地から二百六十一番地まで、四百九十三番地及び五百四番地」及び「並びに対馬館町」を削る。

第十三方部民生委員協議会の区域

門田町(第六方部民生委員協議会に所属する区域を除く。)、建福寺前(第二方部民生委員協議会に所属する区域を除く。)、館脇町(第六方部民生委員協議会に所属する区域を除く。)、館馬町、明和町、北青木、古川町、天神町(第二方部民生委員協議会に所属する区域を除く。)、東年貢一丁目、東年貢二丁目、西年貢一丁目、西年貢二丁目、飯寺北一丁目(第六方部民生委員協議会に所属する区域を除く。)、及び幕内南町(第六方部民生委員協議会に所属する区域を除く。)

表相馬市の部第一方部民生委員協議会の区域の項を次のように改める。

第一方部民生委員協議会の区域
中村、西山、中野、北飯淵、沖ノ内、塚ノ町、小泉(第九方部民生委員協議会に所属する区域を除く。)、新沼字一反田及び新沼字坪ヶ迫

表相馬市の部第二方部民生委員協議会の区域の項中「鎗町」を「長老内」に改め、同部第三方部民生委員協議会の区域の項中「岩ノ子、南飯淵」を「岩ノ子、南飯淵」に改め、「のうち字篠竹一番から百九十九番まで」を削る。

表相馬市の部第四方部民生委員協議会の区域の項を次のように改める。

第四方部民生委員協議会の区域
磯部及び蒲庭

表相馬市の部第七方部民生委員協議会の区域の項から同部第九方部民生委員協議会の区域の項までを次のように改める。

第七方部民生委員協議会の区域
粟津及び山上

第八方部民生委員協議会の区域
東玉野及び玉野

第九方部民生委員協議会の区域
和田、本笑、原釜、尾浜、北小泉、小泉字山田及び新沼(第一方部民生委員協議会に所属する区域を除く。)

表南相馬市の部原町方部民生委員協議会の区域の項中「及び原町区南町」を「、原町

区南町及び原町区上太田字陣ヶ崎」に改め、同部太田方部民生委員協議会の区域の項中「原町区上太田」の下に「(原町方部民生委員協議会に所属する区域を除く。)」を加える。
(社会福祉課)

福島県告示第七百二十八号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第五条第一項の規定により、大規模小売店舗の新設について次のとおり届出があった。なお、当該届出及び同条第二項に規定する添付書類を平成二十八年十一月二十九日から平成二十九年三月二十九日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県南地方振興局企画商工部地域づくり・商工労働課及び白河市産業部商工課に備え置いて縦覧に供する。
平成二十八年十一月二十九日

福島県知事 内堀 雅雄

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地
(仮称)ツルハドラッグ白河表郷店 福島県白河市表郷金山字前沢田三番ほか
- 二 大規模小売店舗を設置する者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名
1 大規模小売店舗を設置する者
名称 芙蓉総合リース株式会社
代表者の氏名 代表取締役 辻田 泰徳
住所 東京都千代田区三崎町三丁目三番二十三号
- 2 大規模小売店舗において小売業を行う者
名称 株式会社ツルハ
代表者の氏名 代表取締役 鶴羽 順
住所 北海道札幌市東区北二十四条東二十丁目一番二十一号
- 三 大規模小売店舗の新設をする日
平成二十九年七月十七日
- 四 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
千百八十三平方メートル
- 五 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
1 駐車場の位置及び収容台数
(一) 位置 別紙図面のとおり
(二) 収容台数 五十七台
- 2 駐輪場の位置及び収容台数
(一) 位置 別紙図面のとおり
(二) 収容台数 三十四台
- 3 荷さばき施設の位置及び面積
(一) 位置 別紙図面のとおり
(二) 面積 三十六平方メートル

- 4 廃棄物等の保管施設の位置及び容量
 - (一) 位置 別紙図面のとおり
 - (二) 容量 五立方メートル
- 六 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
 - 1 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
 - (一) 開店時刻 午前七時
 - (二) 閉店時刻 午前零時
 - 2 来客が駐車場を利用することができる時間帯
 - 午前六時三十分から午前零時三十分まで
 - 3 駐車場の自動車の出入口の数及び位置
 - (一) 数 三か所
 - (二) 位置 別紙図面のとおり
 - 4 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
 - 午前六時から午後十時まで
- 七 届出年月日
 - 平成二十八年十一月十六日

(「別紙図面」は、省略し、その図面を縦覧場所に備え置いて縦覧に供する。)
(商業まちづくり課)

福島県告示第七百二十九号

農地中間管理事業の推進に関する法律(平成二十五年法律第百一号)第十八条第一項の規定により、農地中間管理機構から次のとおり農用地利用配分計画の認可の申請があった。当該農用地利用配分計画は、福島県農林水産部農業支援総室農業担い手課で平成二十八年十一月二十九日から二週間一般の縦覧に供する。
平成二十八年十一月二十九日

福島県知事 内 堀 雅 雄

賃借権の設定等を受ける者		賃借権の設定等を受ける		認可申請
氏名又は名称	住所又は所在地	土地	年月日	
株式会社 カ トウファーム	福島市大笹生字横堀 一二一一	福島市大笹生字寺田三 一ほか三筆	平成二八年 十一月二日	日
丹治 正志	福島市平石字山発田 一	福島市平石字大縄一七 一ほか六筆	同	日
齋藤 正弘	福島市平石字白砂五 六	福島市平石字四ヶ一 一ほか三筆	同	日

齋藤 貴裕	福島市平石字白砂四 六	福島市平石字十ヶ一 三 ○ほか一筆	同	日
農事組合法人 アグリ大日	二本松市原セ大畑一 八六	二本松市原セ日照二六 六一一ほか八筆	同	日
堀 雅昭	郡山市三穂田町駒屋 字北原五六	郡山市三穂田町駒屋一 丁目一六ほか一筆	同	日
須賀 豊一	郡山市三穂田町富岡 字田宿下六九	郡山市三穂田町富岡字本 丸八三	同	日
佐藤 キヤ子	郡山市三穂田町富岡 字本郷二四	郡山市三穂田町富岡字北 ノ内八三	同	日
佐久間 清一	郡山市三穂田町富岡 字一本杉一〇	郡山市三穂田町富岡字北 ノ内八四ほか八筆	同	日
宍戸 孝美	郡山市西田町丹伊田 字万才光内三八一	郡山市西田町木村字ナカ ハサマ三八三ほか二筆	同	日
株式会社 本 田農園	郡山市湖南町福良字 畑ノ前二五三四	郡山市湖南町福良字上大 豆田一一一ほか十三筆	同	日
有限会社 鈴 木農園	郡山市田村町大供字 向一七三	郡山市田村町大善寺字中 山田四二六	同	日
濱尾 文博	郡山市喜久山町八山 田字北久保一	郡山市喜久山町堀之内字 一本木二七一三ほか二筆	同	日
芳賀 紀幸	郡山市田村町下行合 字朝日舞九一一一	郡山市田村町下行合字前 田一四三ほか十二筆	同	日
株式会社 あ ぶくま商会	郡山市小原田三七八 二	郡山市田村町下行合字船 場前二五ほか二筆	同	日
株式会社 ア グリフィール	郡山市田村町岩作字 駒形一〇七一五一	郡山市田村町守山字田向 四五〇ほか五筆	同	日

渡部 源一郎	喜多方市塩川町会知 字大町甲一三	喜多方市塩川町会知字内 屋敷一―一ほか四筆	同	日
江花 勝定	喜多方市塩川町会知 字大町甲五二	喜多方市塩川町会知字深 町一〇九	同	日
江花 章	喜多方市塩川町会知 字岩田甲四七〇―一	喜多方市塩川町会知字大 川原一三	同	日
大竹 博男	喜多方市塩川町大田 木字田原三〇	喜多方市塩川町大田木字 角田七	同	日
五十嵐 初雄	喜多方市塩川町大田 木字上屋敷五九	喜多方市塩川町大田木字 地生作二〇	同	日
大原 久孝	喜多方市塩川町五合 字金森甲五五〇	喜多方市塩川町五合字高 水口五ほか一筆	同	日
佐々木 長徳	喜多方市塩川町五合 字金森甲五五二	喜多方市塩川町五合字高 水口一四ほか四筆	同	日
棚山 美枝子	喜多方市塩川町五合 字金森甲五四三―一	喜多方市塩川町五合字高 水口二〇―一ほか二筆	同	日
赤崎 政司	河沼郡会津坂下町大 字中泉字屋敷添六六	河沼郡会津坂下町大字中 泉字和泉川原六七	同	日
江花 裕二	河沼郡会津坂下町大 字青津字馬喰丁一―一 六	河沼郡会津坂下町大字青 津字西川原一〇六ほか十 一筆	同	日
近藤 勇雄	河沼郡会津坂下町大 字見明字村中一三六 一	河沼郡会津坂下町大字見 明字中田二一四ほか四筆	同	日
株式会社 ルス古川 ア	河沼郡会津坂下町大 字字内字北中甲一八 〇七	河沼郡会津坂下町大字字 内字寺内二六六ほか八筆	同	日

蓮沼 哲	河沼郡会津坂下町大 字金上字東村八四	河沼郡会津坂下町大字金 上字東村二〇三ほか十一 筆	同	日
農事組合法人 会津赤べこ 福愛夢	河沼郡会津坂下町大 字高寺字窪倉二五七	河沼郡会津坂下町大字高 寺字小苗代一五ほか十三 筆	同	日
株式会社 ハウス 米	河沼郡会津坂下町大 字坂本字糠塚乙一―一 四七	河沼郡会津坂下町大字坂 本字大沢七ほか六筆	同	日
齋藤 文範	河沼郡会津坂下町大 字見明字村中一四五 一	河沼郡会津坂下町大字大 上字原田甲一〇一三一―一 ほか五筆	同	日
二瓶 義典	河沼郡会津坂下町大 字御池田字小池六六	河沼郡会津坂下町大字御 池田字御池二三ほか八筆	同	日
五十嵐 寛敬	河沼郡会津坂下町大 字中泉字屋敷添四〇	河沼郡会津坂下町大字中 泉字外新田一九二三―一 ほか九筆	同	日
鈴木 敏夫	河沼郡会津坂下町大 字勝大字村中四七〇 二	河沼郡会津坂下町大字字 内字村北乙五二五ほか十 六筆	同	日
小池 秀昭	河沼郡会津坂下町大 字青津字本丁七四―一	河沼郡会津坂下町大字青 津字村西九四―一ほか二 筆	同	日
有限会社 津みずほ農場	河沼郡会津坂下町字 市中二番甲三五九〇	河沼郡会津坂下町大字御 池田字御池六一	同	日
渡辺 清栄	河沼郡会津坂下町大 字高寺字舟渡四六六 二	河沼郡会津坂下町大字御 池田字御池二―一ほか五 筆	同	日
齋藤 信次	河沼郡湯川村大字勝	河沼郡湯川村大字勝常字	同	日

井			
佐藤 耕士	いわき市遠野町入遠	いわき市遠野町入遠野字	同
	野字天王七三十一	中野六九ほか三筆	日

(農業担い手課)

福島県告示第七百三十号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき、県道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県会津若松建設事務所で平成二十八年十一月二十九日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十八年十一月二十九日

福島県知事 内堀雅雄

路線名	区 間	変更前の 変更後	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
県道赤留 塔寺線	河沼郡会津坂下町大字 船杉字南杉乙二九番一 地先から 同 郡同 町大字 塔寺字杉境乙一九七九 番二地先まで	変更前 変更後	一四・〇〇 五五・〇〇 一四・〇〇 六三・五	七七〇・四 七七〇・四 七七〇・四

(道路計画課)

福島県告示第七百三十一号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき、県道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県会津若松建設事務所で平成二十八年十一月二十九日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十八年十一月二十九日

福島県知事 内堀雅雄

路線名	区 間	変更前の 変更後	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)

県道赤留 塔寺線	河沼郡会津坂下町大字 船杉字南杉乙二九番一 地先から 同 郡同 町大字 塔寺字杉境乙一九七九 番二地先まで	変更前 変更後	一四・〇〇 六三・五 一四・〇〇 六三・五	七七〇・四 七七〇・四
-------------	--	------------	--------------------------------	----------------

(道路計画課)

福島県告示第七百三十二号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき、県道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県南会津建設事務所で平成二十八年十一月二十九日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十八年十一月二十九日

福島県知事 内堀雅雄

路線名	区 間	変更前の 変更後	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
県道下郷 会津本郷 線	南会津郡下郷町大字栄 富字中山己一一一五番 四地先から 同 郡同 町大字栄 富字平出己八一七番一 地先まで	変更前 変更後	一一・八〇 一九・〇 一一・八〇 一〇九・〇	二二五・〇 二二五・〇 二二五・〇 二二五・〇

(道路計画課)

福島県告示第七百三十三号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県中建設事務所で平成二十八年十一月二十九日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十八年十一月二十九日

福島県知事 内堀雅雄

路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供 用 開 始 の 期 日

一般国道三四九号	石川郡古殿町大字山上字竹貫田四 ○二番地先から 同 郡同 町大字山上字竹貫田六 九番一地先まで	平成二八年二月一九日
----------	--	------------

(道路計画課)

福島県告示第七百三十四号
 道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県中建設事務所で平成二十八年十一月二十九日から二週間一般の縦覧に供する。
 平成二十八年十一月二十九日

福島県知事 内堀雅雄

路 線 名	一般国道三四九号	供 用 開 始 の 区 間	石川郡古殿町大字山上字長八内一 八三番二地先から 同 郡同 町大字山上字長八内七 ○番地先まで	供 用 開 始 の 期 日	平成二八年二月一九日
-------	----------	---------------	--	---------------	------------

(道路計画課)

福島県告示第七百三十五号
 道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県津若松建設事務所で平成二十八年十一月二十九日から二週間一般の縦覧に供する。
 平成二十八年十一月二十九日

福島県知事 内堀雅雄

路 線 名	県道赤留塔寺線	供 用 開 始 の 区 間	河沼郡会津坂下町大字船杉字南杉 乙二九番一地先から 同 郡同 町大字塔寺字杉境 乙一九七九番二地先まで	供 用 開 始 の 期 日	平成二八年二月三〇日
-------	---------	---------------	--	---------------	------------

(道路計画課)

公 告

公告第二百九十七号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定による特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、次のとおり公告する。
 平成二十八年十一月二十九日

福島県知事 内堀雅雄

- 一 申請のあった年月日
平成二十八年十一月十四日
- 二 名称
特定非営利活動法人太陽
- 三 代表者の氏名
深谷 章
- 四 主たる事務所の所在地
福島県西白河郡矢吹町一本木三十八番地一
- 五 定款に記載された目的
この法人は、地域で生活する児童、障害を持っている方を対象として、生活介護、居宅介護、行動援護、短期入所及び放課後等デイサービス等の支援を提供する活動に努めることで、豊かな地域社会づくりに寄与することを目的とする。

(文化振興課)